

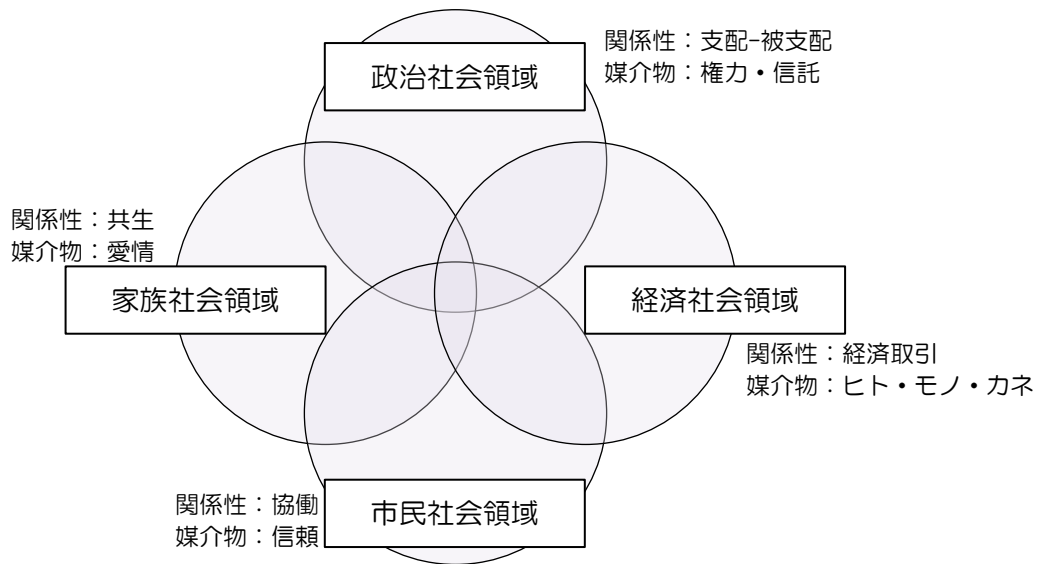
CSR政策の憲法論・再考

～ GC研の10年を振り返りつつ～

金子 匡良

1. 人権政策研究会からGC研へ

- ・人権政策の4つの領域



	関係性	人権の機能
政治社会領域	垂直関係	権力作用のコントロール
経済社会領域	水平関係	関係性の矯正 + α
市民社会領域		
家族社会領域		

援用

- ・グローバリズム ⇒ 経済・市民・家族社会領域の脱国境限定化
- ・その一方、政治社会領域は国境を越えられない ⇒ 人権規範も国境を越えられない
- ・人権の脱国境限定化の試み ⇒ 人権の国際的保障、グローバル立憲主義
- ・経済社会領域のグローバル化がもたらす弊害の大きさ ⇒ 規範化の停滞 ⇒ 人権「促進」への期待 ⇒ 「規範による事実の矯正」から「事実の規範化」へ ⇒ 人権 CSR/GC

2. GC 研のはじめの「？」

- 企業による人権促進 = 「囚人が看守」論
- 「？」の理由：①擬似国家としての企業観
②自由権・防御権中心の人権観
③規制中心の人権保障観
- 人権 CSR の求めるパラダイム転換
①「擬似国家としての企業」から「市民としての企業」へ
②規制中心の人権保障観から給付・促進中心の人権保障観へ
- 「対国家前提/一国立憲主義/抵抗のための人権」の憲法(学)が人権 CSR を説明できるか？

3. CSR 政策の憲法論・再考

- 人権 CSR がもたらす政府の役割の変化 ⇒ 「規制する政府」から「促進する政府」へ
⇒ 拙稿「国連グローバル・コンパクトと政府の役割」、「CSR の推進における政府の役割
—その分析枠組みと憲法学的位置づけ」、「CSR に対する政府の関与—ヨーロッパ各
国の CSR 政策を素材として」で考察
- 「促進する政府」を憲法(学)は説明できるか？
憲法思想からの考察 ⇒ 拙稿「CSR 政策の憲法論」で考察
憲法解釈からの考察 ⇒ 「規制と給付」論にヒントを得られないか？
- 判例に見る CSR ⇒ e.g. 八幡製鉄事件
一審判決：東京地判昭和 38・4・5

「…取締役の会社に対する忠実義務の具体的な重要な一として、会社の資本を維持し充実させるべき義務がある。従つて、取締役が会社の財産を事業目的の範囲外の行為、殊に営利の目的に反する行為によつて使用することは許されない。それ故取締役は、凡そ非取引行為をなすときは、忠実義務に違反するものと云うべきである。…取締役のなした凡ての非取引行為は、定款違反且つ忠実義務違反の行為として、取締役の損害賠償責任の発生原因となるのであるが、例外的に、取締役がその責任を問われない場合が考えられる。…総株主の一般社会人としての合理的意思によれば当然その同意を得られることが期待できるような行為は、たとえ非取引行為であつても、取締役の責任発生原因とならないものと解すべきである。それらの非取引行為とは、例えば、天災地変に際しての救援資金、戦災孤児に対する慈善のための寄附、育英事業への寄附、純粋な科学上の研究に対する補助等々である。これらの行為は、一言にして言えば、一般社会人であれば何人も、他人がその行為をなすことに対して反対しないのみならず、自らも資力に余裕のある限り、そのための多少の財産的支出を忍んでも、それをしたい又はすべきだと感ずるような性質の行為、いわば社会的義務行為である。」

二審判決：東京高判昭和 41・1・31

…会社は、資本主義経済体制の下において、経済人として営利を存立の目的とし、それを組織する個人より独立の統一的生活体であつて、経済社会の構成単位をなすものであるが、他面において、独立の社会的存在として、個人と同様に、一般社会の構成単位をなすものであることも看過することを許されない。…会社は、…苟しくも、一個の社会人としての存在が認められる以上、社会に対する関係において有用な行為は、定款に記載された事業目的の如何及びその目的達成のために必要または有益であると否とにかかわらず、当然にその目的の範囲に属する行為として、これを為す能力を有するものと解すべきである。これは、会社が、経済人として、社会に対する関係において有用な経済活動をなし、社会的寄与をなすことが要請せられるため、その本来の目的たる利益の追求自体についても、社会的倫理的制約に服せしめられることと恰も表裏の関係にあるともいえる。災害に際しての救援資金の寄附慈善事業、育英事業に対する寄附、さらには寺社の祭礼のための寄附等は、以上の意味において、いずれも会社の目的の範囲内の行為に属する。

最高裁判決：最大判昭和 45・6・24

…会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうえに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであつて、ある行為が一見定款所定の目的とかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然にならうところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがつて、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。

- 今後の課題：「規制と給付」論＋判例に見る CSR 肯定論 ⇒ 新たな CSR 政策の憲法論が構築できないか？